HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ドイツ外交政策とスペイン内戦　１９３６年（２・完）　―「ナチズム多頭制」の視角から―
Author(s)	田島, 信雄
Citation	北大法学論集, 32(2), 107-141
Issue Date	1981-12-19
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16369
Type	bulletin (article)
File Information	32(2)_p107-141-2.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

研究ノート

ドイツ外交政策とスペイン内戦 一九三六年（二・完）

――「ナチズム多頭制」の視角から――

田島信雄

――目　次――

序　章
一　問題の設定及び分析視角
二　研究史概略
第一章　反乱派援助の決定
第一節　二つの経路
第二節　七・二五決定
第二章　軍事援助の展開
第一節　軍事援助の初期的展開
第二節　「目的の空白」（一）
第三節　「目的の空白」（二）

第四節　コンドル兵団の派遣（以上前号）
第三章　外交活動の展開
第一節　不干渉政策への対応
第二節　フランコ政権の承認
第四章　戦略的立場の形成
第一節　「AO大使」ファウベル
第二節　争点の政治
第三節　一二・二一決定
結びにかえて　（以上本号）

第三章　外交活動の展開

第一節　不干渉政策への対応

スペイン内戦に対して、英仏のイニシアチブの下に、ヨーロッパ諸国が採用した政策は、不干渉政策の名で知られている。それは、一九三〇年代における独伊両ファシズム国家の行動を前にして、英仏指導層が打ち出したいわゆる「宥和政策」の一環であり、ドイツの側から能動的に追求した政策ではなかった。本節では、九月の不干渉委員会の成立までの時期を中心にして、不干渉政策をめぐる英仏の外交攻勢に直面した際にドイツが示した反応のパターンを抽出することとしたい。

この時期における不干渉政策の展開は二つの段階に分類することができる。第一は、「武器輸出禁止共同宣言」案をめぐる交渉である。第二は、この宣言の実施のための委員会設置をめぐる交渉である。

第一の交渉の口火を切ったのはフランスであった。(1) 八月一日、フランス政府はイギリスとイタリアに対し、スペインでの紛争をめぐり共同で不干渉の政策をとるよう提案した。(2) イギリス政府はただちに賛意を示すとともに、この交渉にソ連・ドイツ・ポルト

ガルをも含めるよう提案した。[3] これを受けて八月四日、ベルリン駐在フランス大使フランソワ＝ポンセは、本国からの指令の下に外相ノイラートと会談し、不干渉のための共同宣言に対するドイツの考えを質した。これに対しノイラートは極めて非協力的な態度を示した。彼によれば、「我々は、自明のことながら、スペインの国内政治情勢及びそこにおける対立に介入してはいないので、ドイツ政府としては中立宣言を発する必要を認めない」のであった。逆にノイラートは、この機会をとらえて、「飛行機及び武器の供給によるフランスの干渉」を繰り返しポンセに指摘し、これを非難したのである。[4]

かかる否定的な反応は、以後、ドイツが不干渉政策に対して示す態度の基調となった。八月七日、ポンセが不干渉宣言案を携えて再びノイラートを訪れた時、ノイラートは、「よく検討する」旨を約束したが、同時に、「提案された諸方策の実施は極端に大きな困難を伴うだろう」と指摘して、またしてもこの政策に対するドイツの消極的な態度を示したのである。更にノイラートは、すべての国がこの宣言に加わるべき事、完全実施には「スペインの封鎖」が必要である事、ソ連が宣言に参加してもコミンテルンの活動は続くであろう事など諸々の点での困難を指摘した。[5] この頃、イタリアも「フランコ将軍への武器供給をできる限り継続しうるために、〔不干渉協定の〕実現を遅らせるよう努力していた」[6]が、ドイツも全く同様な姿勢を示し続けたのであった。

不干渉政策をめぐるかかる停滞の中で、さらにこの停滞を助長する偶発事件が起こった。すなわち、八月九日、反乱側地域へ向かうユンカース機一機がマドリード郊外で不時着事故を起こし、飛行機が捕獲され、乗員が拘禁されたのである。[7] この事件は、ドイツが反乱派を支援しているという事実を白日の下に曝したが、同時にそれは、不干渉宣言への加入を渋るドイツに新たな口実を与えることともなった。すなわち、ドイツは、その飛行機を避難民輸送の任務を持つものと強弁し、飛行機と乗員を共和国政府がドイツに引き渡さない限り不干渉宣言には応じられない、という態度を打ち出したのである。[8]

しかし、かかる状況においても、英仏は連日のごとくドイツに不干渉宣言への加入を求めてきた。[9] また、英仏によるソ連、イタリア、ポルトガルその他の諸国へのたび重なる説得は、八月二一日にイタリアとポルトガルの、二三日にソ連の、不干渉宣言への参加となって結実していた。[10]

かくして、ドイツは、不干渉政策に関し、ヨーロッパ諸国の中

で孤立しかねない状況に陥ったのである。しかしかかる状況が、「あらゆる事柄をサボタージュしているという嫌疑をかけられたくない」[11]（外相ノイラート）外務省にとって耐えがたいものであったことは言うまでもない。すでに八月二〇日、フランス駐在ドイツ大使ヴェルチェックは、ブルム内閣に対するフランス左翼の圧力の増大に鑑み、「武器輸出禁止宣言への最終的同意を遅らせれば、それは反乱派にとって不利に作用せざるを得ない」との判断を外務省に伝えてきた[12]。また八月二一日、外務省政務局長ディエクホフも、ただちに武器輸出禁止宣言に加わるよう外相ノイラートに進言した[13]。

これを受けて、ノイラートはヒトラーに、もはや武器輸出禁止宣言を遅らせ得ないことを説得した[14]。かくて八月二四日、ドイツは不干渉政策への参加を決定したのである[15]。まさしく、同じ二四日ディエクホフが吐露したように、「あらゆる関係国が武器輸出禁止に賛成したという事実が我国〔ドイツ〕の決断にとって決定的であった」[16]のである。

ところで、われわれは、同じく八月二四日、ヒトラーが、「フランコ支援を強化せよ、戦闘への参加は見合わせよ」という決定を下したことを思い返さねばならない（第二章第二節）。このような決定と同じ日に不干渉宣言への参加が表明されたことは、ヒトラーが、不干渉政策を何ら重視せず、また遵守する気もなかった事を示している。この頃イタリア駐在代理大使プレッセンは「〔イタリアは〕いずれにせよ宣言を遵守する意志を持っていない」と伝えていたが[17]、かかる態度はまたドイツのものでもあったのである。

ドイツの決定により、すべての関係国から不干渉政策への同意を得たフランスは、続いて交渉の第二段階へ歩を進めることとなった。すなわち不干渉政策を実施するための委員会の設置をめぐる交渉がこれである。外交上の配慮から、委員会の設置場所にはパリではなくロンドンが選ばれた。

しかし、ドイツ政府は、「形式的な委員会の設立を必要であるとも適切であるとも考えていない」という立場から[18]、またしても明白な遅延戦術をとるに至る。八月二七日にフランスは委員会設置のためドイツ外務省に口上書（note verbale）を手渡したが[19]、この日から、ベルリンに駐在する英仏の大使は、再び連日のごとくヴィルヘルムシュトラーセへ通わねばならなかったのである[20]。そして、ヨーロッパ主要国中、ドイツが賛意を示す最後の国であったという事情は、交渉の第一段階における場合と全く同様であ

った。すなわち、イタリアを含む一一か国が八月末までにすでに賛成し、ソ連もまた九月に入りただちに賛成していたのである。[21]

ドイツ外務省は、委員会が具体的な決定を行なわない単なる情報交換の場であり、その機能が将来拡大されることはないという英仏の確約を取りつけた後、[22] ようやく九月五日に賛意を示した。[23] こうして、九月九日、不干渉委員会(正式名称 International Committee for Application of Non-Intervention in Spain)が、二五か国の参加を得て、ロンドンに開かれる運びとなったのである。

ドイツの委員会に対する態度は、九月八日外務省政務局ヨーロッパ部長ヴォエルマン (E. Woermann) がイギリス駐在代理大使ビスマルクに宛てた訓令の中に示されている。「我々の側からフランスその他の国々への非難を始めるのは好ましくないだろうと考える。しかしながら、ドイツが非難されたら、貴下は対抗策を準備しなければならない。……そのような非難がなされた場合には、貴下がさしあたりイタリアに処置を委ねるのが好ましいと考える。いずれにせよこの問題に関しては貴下がグランディ氏〔ロンドン駐在イタリア大使〕と密接なコンタクトをとることが望ましい。」「現段階では、あらかじめ訓令がなければ、いかなる言質であれ与えてはならない。」[24] 一方、イタリア代表グランディも、委員会に「純粋にプラトニックな性格」を与えるために最善を尽くすよう本国から指令されていた。[25]

ドイツとイタリアが、以後不干渉委員会においてとった行動は、ほぼ以上の指令の線に沿っていたと言ってよい。そして委員会自体の活動も遅々として進まなかった。九月はほぼ組織問題と手続問題に終始し、一〇月は不干渉政策の侵犯問題をめぐるソ連とドイツ・イタリアの間での応酬で終った。一一月になりようやく、海上および陸上でスペイン両当事者への武器供給を査察するという提案が、イギリスによって持ち出された。しかし、この提案も、ドイツとイタリアによる遅延戦術によって一九三六年内には実現を見ずに終るのである。[26]

不干渉委員会の成立に至る過程で特徴的なことは、この政策をめぐってはドイツの政府内でほとんど対立または意見の相違が見られない、という点である。このことは、不干渉政策が外国のイニシアチブに基づいていた事、及びドイツの各政策参画者たちがこの政策を何ら重視していなかった事に帰因するものと考えることができよう。英仏への対応はもっぱら外務省、それも多くの場

合政務局・法務局の準政策参画者（ジュニア・プレイヤー）に委ねられた。外務省は、フランコへの援助の増大とスペイン現地でのドイツ軍の展開には十分な影響力を行使しえぬまま、対外的には英仏の外交攻勢への苦しい対応を強いられることとなったのである。

第二節　フランコ政権の承認

ドイツは、一九三六年一一月一八日、イタリアとともにフランコ政権を承認した。当時フランコ軍は未だ首都マドリードを占領するに至っていなかったし、また、国土の三分の一は抵抗を継続する共和国政府の支配下にあり、フランコ政権が国土の大半を実効的に支配しているとは言い難かった。これが国際法上の「尚早の承認」に該当することは明らかであった。伝統あるドイツ外務省がかかる国際法上の疑義に気づいていなかったとは考えられないだろう。とするならば、ドイツはなぜかかる時点での承認に踏みきったのであろうか。また、そのことはとりわけドイツ外務省にとっていかなる意味を持ったのか。かかる問題の分析が本節の課題である。

九月八日、外務省政務局ヨーロッパ部長ヴォエルマンは前述の駐英代理大使ビスマルクへの訓令の中で次のように記した。「ベルリンには現在のスペイン政府との外交関係の断絶を要求する諸潮流が存在する。それはおそらく自動的にブルゴス政府〔国民戦線政府〕の承認へと至るであろう。けれども現在のところ外務省はそのような措置が有利であるとは考えていない。」[27] ここに示された「諸潮流」がどのような勢力を指しているのかは定かでない。しかし、外務省が承認問題に関し慎重な態度をとっているのは明らかであった。事実、この間、彼らは諸外国にフランコ政府の承認と受け取られる恐れのある行為を控えていた。一〇月一日、フランコはブルゴス政府の国家主席に就任し、ヒトラー宛てに挨拶状を送ったが、これに対し外務省は――ナショナリスト政府の承認と考えられる可能性があるという理由で――祝電を送る事を控えたのであった。[28]

一〇月から一一月の半ばにかけて、外務省がフランコ政権承認のための要件としたのはマドリードの占領であった。そして、これに関してはイタリアとも合意に達していた。すなわち、一〇月三日、イタリア駐在ドイツ大使ハッセルとチアーノは会談を行ない、マドリード占領ののちに承認をすることで一致を見たのであ

る。[29] また、一〇月二一日、ベルリンにおける会談で、外相ノイラートとチアーノは、マドリード占領後ただちに独伊共同でフランコ政権を承認する事に合意していた。[30]

けれども、承認までの段取りおよび承認の性格に関しては独伊の間に意見の相違が表面化する。ひと言で言えば、イタリアが性急であったのに対し、ドイツは慎重であった。一〇月二七日、ノイラートは次のような見解をイタリアに伝えた。「スペインにおける国民戦線派の軍事攻勢は目覚ましく、今週か来週のうちにマドリード占領が期待できる。」「マドリード占領後、我々は次の事を、多分リスボンの大使館を通じて、フランコ将軍に伝えようと考えている。すなわち、フランコ政府を事実上承認し、我々の諸利益の擁護のための使節として、彼の本拠にドイツから全権委員（Beauftragter）を送る用意のある事を伝える。以前マドリード政府に派遣されていたドイツの外交使節はおそらく通告なしに引き揚げることになろう。けれども、それ以後も、未だフランコが支配していない地域に駐在している領事は、可能な限りそのポストに留まることになっている。」「のちに法的承認が与えられた時に、我々は正規の代理大使（Geschäftsträger）をフランコ政府の下へ送る…。」[31] このように、ノイラートの考えは、マドリード占領後事実上の承認を行ない、のち――すなわち全土の実効的支配が確立した時――に法的承認を与える、という二段構えのものであった。そして、その背後には、マドリード占領に対する楽観的展望があった。

これに対し、イタリアは「より断固とした立場」をとるよう求めてきた。一〇月二九日、イタリア駐在ドイツ大使ハッセルは、イタリアの立場を次のように伝えてきた。「一、イタリアの考えによれば、たとえマドリード占領まで承認を遅らせるとしても、占領後には、『全権委員』ではなく代理大使が送られるべきであり、また、以前マドリード政府へ送られていた外交使節団は、ただちに遅滞なく引き揚げるべきである。……国民戦線政府を承認しながら、以前の外交使節団［ここでは明らかに領事も含めている］を引き揚げない、という手続きは危険である。なぜなら、それは、ドイツとイタリアが、ある意味では、二つの政府が同時に存在していることを認めている、と解釈されかねないからである。」「二、イタリア政府の考えによれば、おそらくマドリードの占領は遅れるから、ブルゴスの国民戦線政府とのオープンな関係をただちに樹立すべきである。そのために『ブルゴス国民戦線政府駐在ドイツ・イタリア代表部（„Delegierte der deutschen bezw.

italienischen Regierung bei der nationalen Regierung in Burgos")』が任命されるべきである。それはマドリード占領後に代理大使と交代する。この場合、以前の〔マドリード政府への〕外交団は、〔ブルゴス政府への〕代表部の任命と同時に、引き揚げて差し支えない。[32] このように、イタリアは、ドイツとは意味を異にする二段階手続、すなわち、マドリード占領前における「代表部」の派遣――それは事実上(デ・ファクト)の承認とみなされよう――と、占領後における代理大使の派遣――それは明白に法的(デ・ジュレ)承認を意味する――を考えていたのである。そして、その背後には、マドリード占領に対するやや悲観的な見方があった。

一〇月三〇日、これをうけてノイラートはイタリアに譲歩した。すなわち、マドリード占領後、事実上の承認ではなく、ただちに法的承認(=代理大使の派遣)を行なう意志のあることをイタリアに伝えた。しかし、ノイラートはここでもあくまでマドリード占領を承認の要件とすることに固執し、それ以前にはいかなる「代表部」も派遣する意志のない事を明示したのであった。[33] 従って、外務省は、承認要件としてのマドリード占領を早期に実現するために、コンドル兵団の派遣に賛成し、また、フランコに「より体系的で活動的な戦争指導」を要求する事になる。[34]

マドリード占領を要件とするこのような外務省の姿勢は、一一月一八日に行なわれたフランコ政権の承認の直前まで変化した形跡がない。外務省は、一一月初旬、マドリードの占領を想定し、ドイツ駐在スペイン共和国大使館あてに、次のような覚書を用意していたのである。「代理大使閣下。ドイツ政府の命により私〔ノイラート〕は以下の事を慎しんで御報告申し上げます。フランコ将軍がスペインの首都マドリードを占領し、またスペイン全土の大部分が彼の政府の支配下に置かれた事実に鑑み、ドイツ政府は、ドイツの利益を擁護するため、フランコ将軍の政府の下にドイツの公式代表を任命する事を決定致しました。……従って、ドイツ政府は、閣下のドイツにおける外交活動は終了したものと考えます。……」[35]

また、一一月一一日の段階においてもなお、ヴァイツゼッカーはマドリード占領後に承認をおこなう旨をリスボン駐在ドイツ大使館に通知しており、[36] 同じ一一日、ベルリン駐在イタリア大使アトリコもディエクホフに電話をし、「何よりもマドリードが確実にフランコの手中に陥ちたという公式の報告を待たなければならない」と強調していたのである。[37]

しかし、スペイン現地の情勢は、こうした外務省の立場をドラ

スティックに変えることになる。すなわち、第一に、一一月初旬から中旬にかけて、マドリード攻防戦に国際義勇軍部隊が登場し、フランコ軍に対して強力な反撃を開始していたのである。フランコ軍はまもなくマドリードの一角（大学町）に突入するが、それ以上前進することはできず、マドリード占領作戦はひとまず挫折することとなった。[38] 外務省政務局第三課長デュモンは、前述のマドリード占領を明記したドイツ駐在スペイン共和国大使館宛て覚書の草稿をファイルにしまい込まざるを得なかったのである。[39]

第二に、一一月一三日、共和国政府がスペイン全領域の港湾および領海を「交戦領域」に指定したのである。それによれば、事前に共和国政府の許可がなければいかなる船舶もこの領域に立ち入ることができないとされ、これが無視された場合、共和国政府はいかなる偶発事故にも責任を負わないとされた。[40]

ところで、かかる内容をもつ宣言は、すでに内戦勃発以来、数度にわたって共和国政府から発せられていた。[41] しかし、それらの宣言に謳われていた封鎖は、一般に「有効ではないし、また有効ではあり得ない」[42] と判断されていたのである。しかるに、今回の「交戦領域」宣言は――少なくともドイツ外務省には――深刻に受けとめられた。なぜなら、この宣言は、共和国駐在ドイツ代理大使フェルカースによる次のような情勢報告とともに送付されてきたからである。「共和国政府は明らかに、艦隊の再編成……の終了後、軍事的措置を講ずることを意図しており、また、ロシアの援助を期待しつつ、最終的には国際的事変に命運を委ねようとしている」「一一月一二日にカルタヘナを出港した共和国艦隊は……ドイツ及びイタリアの艦船に対する攻撃〔強調は原文〕を意図しているという。」[43] すなわち、フェルカースの判断によれば、共和国政府は今回の「交戦領域」宣言に重大な決意を込めているのであった。

さて、この共和国政府による「交戦領域」宣言ならびにフェルカースの報告は、一一月一六日の早朝一時三〇分にベルリンの外務省に届いた。ここでわれわれは、まさにこの頃コンドル兵団を載せた船団がドイツからスペインへ向かっていた事を想起しなければならない。すなわち、輸送船の第一陣「フルダ」号は同じ一六日にセビリアに到着したばかりであり、また、後続船が続々とスペインに向かっていたのである。[44]

かくして、一一月一六日、外務省は緊張した空気に包まれることとなった。マドリードを早期に占領するという展望は打ち砕か

れた。そしてとりわけ、コンドル兵団を載せたドイツ船団と共和国海軍の偶発事件が発生する恐れがあった。たとえ武力衝突に至らなくとも、共和国海軍がドイツ船を臨検すれば、そこからはドイツ製兵器のみならず、ドイツ軍兵士が続々現われるであろう。介入行為を対外的に否定し続けた外務省にとってかかる事態は致命的であった。

フランコ政府の即時承認――これが外務省の取りうる唯一の方法であった。それは、マドリード早期占領の展望を失なったフランコ軍の士気にとって「カンフル剤」になる可能性があった。そして何よりも、予想される偶発事件に際し、共和国海軍の行為――それは国際法上の根拠を欠くものと強弁しうる――を非難し、一方、ドイツのフランコ軍への援助――それは正統な政府への適法な援助と見なし得る――を正当化する根拠を与えるであろう。(45)

かくして、外務省の態度は急変する。同じ一六日の午後五時三〇分、外務省政務局デュモンはイタリア駐在ドイツ大使館に電話連絡し、次の見解をイタリア政府に伝えるよう訓令した。「スペインにおける最近の情勢、とりわけドイツ船が国民戦線側諸港へ入港するのを阻止せんとする共産政権の新たな封鎖命令に鑑みるならば、フランコ政権の承認をマドリードの陥落まで控えることは妥当であるとは思われない。むしろ我々は、すみやかに、もし可能であれば明日（火曜日）にでも、承認を宣言したいと考える。」(46) 一七日午前一時一五分、イタリア駐在ドイツ大使館から、ムソリーニがドイツの意見に同意したという報告が入った。(47) 同日午後、ヒトラーはノイラート、ブロンベルク、レーダーを招集して最終的な詰めを行なった。この会議で、翌一八日午後六時に、イタリアとともにフランコ政権を承認する事が決定された。(48) ただちにアリカンテの大使館、バルセローナの領事館に引き揚げの準備をするよう訓令が発せられた。一八日午前一時一五分、イタリアは、ドイツが決定した手順に全面的に従う旨を知らせてきた。(49) こうして準備が整い、予定通り一一月一八日午後六時、ドイツとイタリアによるフランコ政権の承認が行なわれた。「フランコ将軍の政府はスペイン国土の大部分をすでに占有しており、また、ここ数週間の情勢から判断するならば、スペインの他の領域ではもはや責任のある政治権力の行使が行なわれていないということがいよいよ明白になっているという事実に鑑み、ドイツ政府はフランコ将軍の政府を承認し、また、外交関係樹立のため代理大使を派遣することを決定した。」(50) かくて、承認のための宣言草案（前述）の一節、すなわち「フランコ将軍がスペインの首都マドリードを

占領したという事実に鑑み……」という一節は、一一月一八日の声明から抜き取られることとなったのである。

フランコは、彼のもとへドイツの承認を伝えに来たリスボン駐在ドイツ大使館顧問デュムランに対し、「非常に昂揚しながら」、次のように語ったという。「スペイン史はその最も偉大な時をドイツとともに経験している」「いまスペインの栄光の新しい〔強調は原文〕時代が始まることを望む」[51]と。

マドリード占領以前におけるフランコ政権の承認は、外務省にとって全く予定外の事であった。一一月一八日の承認は、「交戦領域」宣言を発した共和国政府を牽制し、スペインに向け航行中のドイツ輸送船団を外交的に保護するための、いわば「応急手当て」であった。すでに見たように（第二章第四節、前号三一八頁）、コンドル兵団の派遣に際し、外務省は〈コンドル兵団の派遣→マドリードの占領→フランコ政権の承認〉という独自の外交プログラムを有していた。言いかえれば、コンドル兵団の派遣は、外務省にとって、マドリードを早期に占領し、承認の要件を充たすための手段であった。しかるに、現実の政治過程はこれと全く逆の方向、すなわち、〈コンドル兵団の派遣→コンドル兵団防衛のための応急手当てとしての承認→マドリード占領の破産〉というコースを辿ってしまったのである。すなわち、皮肉にも、まさにコンドル兵団の派遣そのものが、外務省に、要件としての「マドリード占領」を放棄することを強いたのである。しかも、承認という専ら外務省の権限の行使においてさえ――ヒトラーは言うに及ばず――ブロンベルク、レーダーら国防軍首脳の、いわば「お墨付き」を要したのであった。われわれはかかる事態の中にも、ドイツのスペイン政策における外務省の非力な姿を見出すことができよう。

しかし、承認という「応急手当て」の持つ国際政治上の意味ははるかに大きかった。フランコ政権の承認により、ドイツは、スペインに対する政治的外交的立場を法的にも確定したのである。ナチス・ドイツの威信（プレスティージ）は、かくして、フランコ軍の命運に直接に結びつけられることとなった。

（1）不干渉政策の起源及びブルム内閣の国際政治的・国内政治的立場に関しては、以下の文献を参照されたい。Patricia van der Esch, *Prelude to War, The International Repercussions of the Spanish Civil War*, den Hague 1951, S. 51—55; David Carlton,,Eden, Blum and the Origins

of Non-Intervention", in: *Journal of Contemporary History* 6 (1971), S. 40—55; M. D. Gallagher, „Leon Blum and the Spanish Civil War", in: *Journal of Contemporary History* 6 (1971), S. 56—64; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 75—79. 平瀬徹也「フランス内閣とスペイン内乱」『西洋史学』第六二号（一九六四年）、一—二〇頁。同「不干渉政策の成立について」『史論』第二四集（一九七二年）、一—一一頁。

(2) *ADAP*, S. 27, Anm. 1. Royal Institute of International Affairs, *Survey of International Affairs 1937*, Bd. 2, *The International Repercussions of the War in Spain*, London 1938（以下 *Survey* と略す）, S. 233.

(3) *Survey*, S. 233.

(4) *ADAP*, Nr. 29, S. 26—27.

(5) *ADAP*, Nr. 32, S. 29—30.

(6) *ADAP*, Nr. 40, S. 35—36.

(7) *ADAP*, S. 33, Anmerkung der Herausgeber.

(8) *ADAP*, Nr. 37, S. 33; AA (Dieckhoff) an viele deutsche Botschaften und Gesandtschaften 14. 8. 1936. AA/170/168/132364—65.

(9) *ADAP*, Nr. 34, S. 31; Nr. 35, S. 31—32; Nr. 37, S. 33; Nr. 45, S. 39—40; Nr. 46, S. 40—41.

(10) *Survey*, S. 240—241; Vermerk Weizsäckers 22. 8. 1936, AA/170/168/132349.

(11) *ADAP*, Nr. 55, S. 49—50.

(12) *ADAP*, Nr. 49, S. 43—44.

(13) *ADAP*, Nr. 50, S. 44—46.

(14) *ADAP*, Nr. 55, S. 49—50.

(15) *ADAP*, Nr. 54, S. 49.

(16) AA (Dieckhoff) an viele deutsche Missionen 24. 8. 1936, AA/341/629/251845—46.

(17) *ADAP*, Nr. 60, S. 52—53.

(18) *ADAP*, Nr. 65, S. 56—57.

(19) *ADAP*, S. 55, Anm. 3.

(20) *ADAP* で確認されるだけでも、八月二七日、二八日（以上 S. 55, Anm. 2.）、二九日（Nr. 64, S. 55—56.）、九月一日（Nr. 66, S. 57—58.）、二日（Nr. 68, S. 59—60.）、三日（Nr. 69, S. 60.）、四日（Nr. 71, S. 62—63.）とほぼ連日、フランス大使あるいはイギリス大使が外務省を訪れ、委員会設置に賛成するよう強く求めている。

(21) *Survey*, S. 244.

(22) *ADAP*, Nr. 68, S. 59—60; Nr. 69, S. 60; Nr. 71, S. 62—63.

(23) *ADAP*, Nr. 72, S. 64.

(24) *ADAP*, Nr. 78, S. 67—69.

(25) *ADAP*, Nr. 73, S. 64.

(26) *ADAP*, S. 69—70, Anmerkung der Herausgeber; *Survey*, S. 246—267.

(27) *ADAP*, Nr. 78, S. 67—69.

(28) *ADAP*, Nr. 92, S. 88.

(29) *Ciano's Diplomatic Papers*, S. 50; Hassel (Rom) an AA 3.10. 1936, AA/1641/3365/E-010283.

(30) *ADAP*, Serie C, Bd. 5—2, Nr. 618, S. 1046—1050; *Ciano's Diplomatic Papers*, S. 52—55.

(31) *ADAP*, Nr. 109, S. 103—104.

(32) *ADAP*, Nr. 111, S. 104—105.

(33) *ADAP*, Nr. 113, S. 105—107; Dieckhoff (AA) andeutsche Botschaft Rom 30.10. 1936, AA/170/168/132180.

(34) *ADAP*, Nr. 113, S. 105—107. 本稿第二章第四節、前号三一七頁、参照。

(35) *ADAP*, Nr. 114 (ohne Datum), S. 107. また外務省は一一月七日、この草案をローマへ送り、イタリアの了承を求めた。Dieckhoff (AA) an deutsche Botschaft Rom 7.11. 1936, AA/335/630/252080—81.

(36) Weizsäcker (AA) an deutsche Botschaft Lissabon 11. 11.1936, AA/335/630/252087.

(37) Aufzeichnung Dieckhoffs (AA) 11. 11. 1936, AA/1641/3365/E-010304.

(38) Thomas, *Spanish Civil War*, S. 480—485.

(39) *ADAP*, S. 107, Anm. 1. スペイン現地に駐留していたイタリア軍の首脳部もマドリード占領作戦の破産を痛烈に認識していた。Kächer (Barcelona) an AA 15. 11. 1936, AA/335/630/252090.

(40) Völckers (Alicante) an AA 15. 11. 1936, AA/170/168/132161. Auch vgl., *FRUS*, S. 764—765.

(41) Aufzeichnung Dumonts (AA), 13. 8. 1936, AA/341/629/251970; Dieckhoff (AA) an deutsche Botschaft Madrid 19.8.1936, AA/341/629/251813—14; *FRUS*, S. 679. Auch vgl., Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 44, S. 64 u. S. 338, Anm. 194.

(42) *FRUS*, S. 679.

(43) Völckers (Alicante) an AA 15. 11. 1936, AA/170/168/132160. 実際、共和国海軍の活動はこの頃再び活性化し始めたようである。Auch vgl., Völckers (Alicante) an AA 17.11.1936, AA/2207/4446/E-086419.

(44) 本稿第二章第四節、前号三一七—三一八頁。Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 63, S. 67—68.

(45) もちろんそれでも、不干渉協定違反であると非難される余地は残る。それを意識してか、独伊両国はフランコ政権の承認後に不干渉協定の破棄を宣言することをも考慮していたようである。Vgl., Abendroth, *Hitler in der spanischen*

Arena, S. 60—61, S. 69. しかしそれは結局実現するに至らなかった。

(46) *ADAP*, Nr. 119, S. 110.

(47) *ADAP*, Nr. 121, S. 112—113.

(48) Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 64; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 69. Vgl., *ADAP*, Nr. 121, S. 112—113.

(49) *ADAP*, Nr. 124, S. 114.

(50) *ADAP*, Nr. 122, S. 113. イタリア政府もほぼ同旨の声明を発表した。*FRUS*, S. 558.

(51) Huene (Lissabon) an AA 19. 11. 1936, AA/352/696/260524.

第四章　戦略的立場の形成

第一節　「AO大使」ファウペル

マドリードを早期に占領するという展望の喪失は、ドイツとイタリアに、スペイン政策をめぐる戦略上の再検討を迫ることとなった。しかし、彼らは、フランコ政権の承認および現地における自国軍の存在によって、その政策的選択肢を著しく狭めていた。もはや、スペインからの「名誉ある撤退」の余地は全く存在していなかったし、また、彼らも明らかにそれを望んでいなかった。ドイツの場合、政策の再検討を求める声は、新しい代理大使ファウペル（W. Faupel）が代表することになる。そして、彼の要求は、ドイツがスペインへより深くコミットする事を求めるものであった。

ドイツによるフランコ政権の承認が行なわれた一一月一八日の午後、ノイラートの同席の下、ヒトラーは、国防軍退役将校ウィルヘルム・ファウペルを、新しいスペイン駐在代理大使に任命した。(1) ファウペルは、第一次世界大戦中、陸軍中佐として国防軍参謀本部に所属し、戦後一時期、反革命義勇軍（フライコーア）の指導者となった。その後南米に渡り、一九二一年から二六年までアルゼンチン軍の、一九二七年から三〇年までペルー軍の、軍事顧問を引き受けた。この頃から南米各国で活動するナチ党外国組織部（AO）の指導者達と密接なコンタクトを持つようになり、一九三四年、外国組織部指導者ボーレに推されてベルリンのイベロ＝アメリカ協会（Ibero-amerikanisches Institut）の議長に就任した。(2) ファウペルは当時ナチ党員ではなかったが、その経歴が示すように、「外

国組織部と常に同志的に結びついている男」（ボーレ）であった。[3]

ところで、ファウペルを新しいスペイン駐在代理大使に推薦したのは、外務省ではなく、この外国組織部であった。[4] 外務省は一一月上旬の段階においてもなお、むしろ経験を積んだ職業外交官シュトーラー(E. von Stohrer)が適任であると考えていた。[5] シュトーラーはすでに内戦勃発直後、スペイン駐在ドイツ大使に任命されていたが、内戦の長期化のために、マドリードへ着任することはなかった。[6] この意味でも、外務省から見れば、シュトーラーがフランコの下へ送られるのが順当であった。[7] しかし、外国組織部はこの考えを受け入れなかった。すでに見たように、彼らは、スペイン内戦の中に、自らの外交政策分野における影響力拡大のための突破口を見出していた。彼らはいま、大胆にも、自らの組織と密接な関連のある人物を新しい大使として外務省に押しつける策動を進めたのである。ファウペルの新大使への任命に尽力したのは、外国組織部のケーン（W. Köhn）という人物であった。ケーンは、南米において外国組織部を建設する仕事に従事していたが、その過程でファウペルと懇意になっていた。ケーンは、当初自分が新大使に任命されるよう策動したが、失敗したので、代わりにファウペルを推したと言われる。いずれにせよ、外国組織部長ボーレと、彼の後見人たる総統代理ルドルフ・ヘスが、ヒトラーにファウペルを推薦したのであった。[8] ヒトラーがファウペルを新しい代理大使に任命した事は、外国組織部にとっては大きな前進であり、外務省にとっては手痛い後退であった。[9]

さて一方、アリカンテのドイツ大使館員は、フランコ政権の承認と同時に引き揚げ、海路、フランコ軍の支配下にあるセビリアに赴いていた。前共和国政府駐在ドイツ代理大使フェルカースは、初めて見た――しかも独伊による承認後の――反乱側支配地域の様子を、次のように伝えてきた。「社会秩序、規律、治安、伝統は維持されている。」しかし「現在のところ大衆も指導層の多くも戦争の重要性及び困難性を認識せずまた体得もしていないことは明白である。情勢判断は楽観的かつ軽薄である。」「軍事情勢は満足しうるとは言えない。軍事作戦は主要にはモロッコ人部隊と外人部隊の精鋭により展開されている。たとえ彼らが「いずれは」首都の占領に成功するとしても、その前に彼らが消耗しきってしまう危険がある。マドリード占領の困難性は明らかに過小評価されている。」「それゆえ、我々のここでの努力目標は、民衆の動員と戦争への投入がすみやかに実現されるよう取り計らうことである。このことはとりわけ重要である。なぜなら、いずれにせよ

ボルシェヴィズムは打倒しなければならないのであるから、スペイン人が十分に徴用されない場合、その欠損はドイツ人の血で贖わなければならないからである。」[10] ここには、マドリードを早期に占領する展望が喪失したという判断が示されていた。同時に、それにもかかわらず緩慢な戦争指導を続けるフランコ軍への苛立ちが表現されていた。

さて、ファウペルは一一月二八日にサラマンカに到着し、代理大使としての活動を開始した。[11] そして、彼もまた、フェルカースと同様に、いままでの戦争指導ではマドリードを早期に占領する事は困難であると判断するに至った。だが、かかる現状を打開するためにファウペルが提案した方策は、フェルカースのそれ――いわばフランコの尻をたたき、スペイン人の動員を図る――よりもラディカルなものであった。すなわち、彼は、独伊がそれぞれ一個師団の地上軍をスペインに投入するよう提案するに至ったのである。一二月五日、彼はベルリンに以下の報告を送った。「マドリード周辺における共産側の抵抗は強化されている。〔現在のような〕市街戦でマドリード市を陥落させることは、もはや不可能である。単に爆撃のみで共産側をマドリードから敗走させうるとは考えられない。もちろん、この両側面からマドリードを包囲することは、たしかに可能である。しかし、現在投入しうる地上軍のみでは勝利の展望はない。」「フランコの精鋭軍はマドリードで不利な状態を強いられている。もし彼らが現在の地点から撤退すれば、それはマドリードの放棄を意味しよう。フランコはそれを望んでいない。我々は今、一つの決断を迫られている。すなわち、スペインの運命をスペイン人に委ねてひきさがるか、あるいは……更に軍隊を投入するか、である。後者を選択するならば、ドイツの強力な一個師団、イタリアの強力な一個師団が必要となる。準備は徹底して行なわれなければならないとしても、戦争への投入は可能な限りスピード・アップされなければならない。なぜなら、現在であれば、これらの地上軍は、訓練上指揮上の優勢に基づいてすみやかに決定的な勝利を得ることができるからである。二、三ヶ月のちでは、より強力な軍をもってしても、もはや勝利は期待できないだろう。訓練要員もただちに派遣されるべきである。……同様の検討はイタリア人の間でも行なわれている。[12]」

ファウペルが最後に記したように、イタリアもまた、フランコ軍の戦果に大きな不満を抱いていた。ムソリーニは、「こぶしをふりあげて『堪忍袋の緒が切れた！』と言いたくもなる」[13] とその苛立ちを表現していた。こうして彼のとった方策は――むろん撤

退などではなく――黒シャツ隊一個師団のスペインへの投入であった。一一月二七日の段階ですでに、そのうちの四千人が四つの大隊に組織されていた。[14] しかし、イタリアはそれを無条件で送る意志を持たなかった。しかるべき見返りがフランコに要求され、それは一一月三〇日、イタリア＝スペイン秘密議定書となって結実した。[15] こうして、イタリア側では、師団規模の軍隊をスペインへ送る準備が整えられた。同時にイタリアは、ドイツに共同歩調をとるよう要請してきた。「ドイツとイタリアは、すでにaと言ったのであるから、今や、bに進まなければならない。[16]」

さて、一二月五日のファウベルの要請に対し、外務省は全く否定的な態度を示していた。外務次官代理ディエクホフは次のように記した。「ファウベル将軍の提案に従わないよう緊急に警告が発せられねばならない。[17]」

しかしファウベルは、このような本省の態度に全く甘んずることがなかった。彼は次の方策として、一二月一〇日、より詳細でより長文の報告をベルリンの外務省へ送りつけた。しかも今回は、外務省の否定的な態度を見越して、コピーを総統代理ルドルフ・ヘスと国防相ブロンベルクへ伝送するよう要求したのであった。彼はまずフランコの「軽薄としか呼べない情勢判断」を指摘し、さらに様々な数字を挙げて軍事情勢を報告したのち、次の三点を要求した。「一、規格が統一された武器及び弾薬が十分に供給されるよう是非とも保証しなければならない。」「二、軍部の将校、下士官、兵士の訓練は全く貧弱である。ファランヘ党民兵の訓練は無きに等しい。……それゆえ、スペイン語を話せる将校と下士官をできるだけ多く〔ドイツで〕招集するよう緊急に要請する。」「三、最も重要な方策は、武器の多角的使用に習熟した有能な部隊の派遣である。その部隊は、敵よりも以前に戦陣突破を貫徹するために投入される。軍事展開における勝敗は主としてこうした部隊の派遣に依存しているのである。……最近フランコと会見した際、彼はできる限り速やかにドイツとイタリアの各一個師団が派遣されるよう要請した。昨日イタリア代理大使の語ったところによれば、ロアッタ将軍が現在ローマでイタリア軍の派遣をめぐり交渉中である。もしかかる部隊が派遣され一月に大攻勢をかければ、……決定的な勝利を収めることができる。……もしこの計画が採用されないなら、近い将来、共産側…が優勢に転じ、全スペインがソヴィエト共和国となることを覚悟しなければならない。[18]」

この報告の特徴は、第一に、外交政策上の考慮が全くなされて

いないことであった。そして、ファウペル自身もそれを認めていたのである。「どういう形態であれば一個師団の派遣が外交政策上可能であるのか、私には判断できない。しかし、云々。」[19] 第二にこれは明らかに代理大使としての彼の権限を越えるものであった。ファウペルは、代理大使に任命されたときに、ノイラートから軍事問題への介入を禁じられていた。[20] しかるに彼は、着任後半月を待たずに、この線を越えたのである。しかも彼は自らの越権行為を自覚していた。「これらの提案に関し私は、現在の私の活動分野を越える事がらに干渉していると非難されるかもしれない。もし我々が戦争に勝利したら私はこの非難とその結果を喜んで受け入れよう。〔しかし〕現在の困難な状況を考えるなら問題は管轄上の区分ではなく、可能な限り速やかな行動のみである……。」[21] これらの特徴は、国際政治危機における現場の偏狭な判断とそれに基づく独走を示しているのみならず、それを越えたナチス特有の極端な功名心をも端的に物語っていた。それは同時にまた、内戦勃発以来スペイン現地に派遣されてきた各機関およびそのメンバーの思考様式と行動様式——ベルリンからの指令の無視、外交政策上の配慮の欠如、越権行為、功名心、それらを何ら意に介さぬ態度、等々——をみごとに表現していたのである。まさしく、ファウペルこそは、ナチス・ドイツのスペイン政策の申し子であった。

さて、このファウペルの報告に対し、外務省は相変わらず否定的であった。一二月一五日、ファウペルの希望通りノイラートは報告をブロンベルクに伝送したが、彼はそこに次のように書き加えるのを忘れなかった。「私は、師団規模の部隊の派遣が妥当であるとは決して考えない。」[22]

しかし、ファウペルは、ベルリンからの返事を坐して待つことに甘んじなかった。一二月五日及び一〇日の報告に続いて、一二月中旬、彼は第三の、より強力な手段に訴えることとなる。すなわち、彼は、ベルリンへ飛び、自ら政府首脳と直談判するという方法をとるに至ったのである。[23]

かくして、ベルリンは、ほぼ時を同じくして、現地スペイン（フランコ及びドイツ諸機関）とイタリア政府から、師団規模の軍隊を派遣するよう要求されることとなった。この要求に対する最終的な判断は、一二月末の会議で下されるであろう。しかし、この会議の記述に入る前に、われわれは、こうした要求がベルリンの諸政策参画者にとっていかなる意味をもっていたのかという

問題に触れておかなければならない。

第二節　争点（イシュー）の政治[24]

すでに述べたように、一国の対外行動は、地位と権限を異にし、また外交観念や現実的利害を異にする様々な組織・諸個人によって担われている。彼らはそれぞれの立場によって異なる優先（プライオ）順位（ラン）をもっており、政策の形成にあたっては自らの利害をそこに反映させようとするであろう。ここから、政府内で政治的かけ引きが生ずることも稀ではない。本節では、このような観点から、イタリア政府ならびにスペイン現地からの要求によって生じたドイツ政府内部における政治的利害関係の配置を考察することとしたい。

まず外務省にとって、一個師団の派遣は第一に、言うまでもなく自らの引き受けるべき外交的リスクの問題であった。その立場上、生ずべき国際的緊張の矢面に立たなければならない外務省にとっては、一個師団の派遣は耐え難いことであった。さらに、ちょうどその頃ロンドンの不干渉委員会では、スペインの国境と海上で軍事物資の流入を査察する計画及びスペインへの義勇兵の流入を阻止するための計画が協議されていたのであり、また、委員会とは独立に、英仏がスペインの両当事者を調停する計画を各国に提案していたのである。[25] このような時期にドイツが一個師団を送った場合外務省が引き受けるべき国際的圧力は重大なものであると考えられた。外務次官代理ディエクホフは、こうした外務省の考えを次のように記している。「一、技術的疑義。そのような軍隊を運ぶには多くの船を必要とし、またドイツ艦隊の護衛を必要とするであろう。かかる軍隊を、イギリスとフランスの目の前で、秘密裡に、しかも国際的紛糾のリスクを犯すことなくスペインへ輸送するなどということはほとんど不可能である。いずれにせよ、その時にはもはや武器輸出禁止協定に固執することはできないであろう。二、政治的疑義。……ドイツとイタリアがスペインに対し内戦の指導権を握るようなことを、全世界が指をくわえて眺めているなどということはほとんどあり得ない。世界の大部分がフランコに同情していない時にはなおさらである。……」[26]

第二に、外務省の損益計算によれば、フランコ軍への物質的支援とそれに伴う外交上のリスクは、専らイタリアが負うべき性質のものであった。なぜなら、フランコから政治的見返りを要求し

ないというドイツとイタリアの合意（第二章第二節、前号三〇九頁参照）にもかかわらず、イタリアが――いわばドイツを出し抜いて――一一月二八日、イタリア＝スペイン秘密議定書という「政治的見返り」をフランコから引き出していたからである。実際、この秘密議定書に対する外務省の反発は大きかった。たとえば、一二月五日、ノイラートは次のように記していたのである。「イタリア政府がフランコ将軍の政府と取り結んだ協定〔秘密議定書〕はあきらかに、相当な範囲に及ぶ政治・経済協定である。現在困難な状況下に置かれているフランコは、この協定の受容により、将来ドイツを含む第三国と同様の協定を締結しえない程に、イタリアへの従属を深めてしまった。この協定は排他的なものではないというチアーノの釈明のごときは、従って何ら意味を持たない。スペイン危機における、また〔一〇月の〕ベルリン会談以降の、ドイツ・イタリア両国の政策の緊密な相互関係を考えるならば、そのような規模の協定を締結する前に我々と相談することは、イタリア政府の義務であったろう。……イタリアとフランコとの協定により、イタリアのより大きな利害関心が示されたことは明白である。従ってそれは、イタリアが供給する援助の量に反映されなければならない。……ドイツとイタリアの援助の相対的な量が再調整されるべきであるのは当然の事である……。」[27]

第三に、外務省にとって、イタリアがより大きな負担とリスクを負うべきことは、単に秘密議定書から結果的に派生するイタリアの義務であるのみならず、むしろ積極的に推進すべきドイツの戦略でもあった。かかる観点から重要であるのは、「スペインの紛争と独伊の政策」と題するローマ駐在ドイツ大使ハッセルの詳細な一二月一八日付「政治報告」[28]である。なぜなら、この報告は、ヒトラーに渡され[29]、またそのコピーが多くの在外ドイツ代表部に送付されたという事情からも窺われるように[30]、当時の各政策参画者の国際認識に影響を与え、かつそれを代表したと考えられるからである。ハッセルは、まず以下のごとき国際情勢分析を提示する。現在西側（英米仏）諸国が独伊両国の行動を抑えるため共同で戦略を展開している。従って力関係は独伊にとって全く不利であり、かつ西側諸国による独伊分断工作が奏功する可能性がある。一方、スペインに関しては、イタリアはドイツ以上の利害を有している。「かかる一般情勢との関連で言えば、イタリアがより深くスペインに関わる方が、ドイツにとっては有利であろう。スペイン紛争は、仏伊関係及び英伊関係に対してはエチオピア戦争に類似した役割を演じうる。なぜなら、スペイン紛争は、

諸列強の利害対立を鮮明に際立たせ、そのことによってイタリアが西側列強の策動に捕捉されるのを阻止するからである。スペインにおける政治的影響力の優越を目指す争いは仏伊間の自然的対立を暴露するであろうし、西地中海におけるイタリアの勢力上の優越はイギリスの権勢と競合することになろう。……かかる情勢において我々が取るべき基本方針は、スペイン国民戦線派の敗北や、戦闘の停滞による英伊の直接的な和解というような、ドイツの直接間接の利益を侵害しかねない事態を回避するための積極的な努力を維持しつつ、しかし、スペイン政策においてはイタリアを前面に押し出すという事である。」[31]すなわち、戦闘の停滞やフランコの敗北といった事態さえ回避するならば、スペイン内戦から派生する地中海の緊張は、イタリアと英仏の離間を促し、ドイツの戦略にとっては有利に作用するという訳である。以上のような諸点から、外務省は、一個師団の派遣をとうてい容認しえないという姿勢を打ち出したのである。

次に、国防軍（主として陸軍）の立場は如何なるものであったか。第一にそれは、軍備拡張政策上の問題であった。当時の国防軍の優先順位（プライオリティ）が何よりも軍備拡張に置かれていた事は多言を要しない。しかも今回のファウペルの提案は専ら地上軍にかかわるものであったから、彼らとしては――空軍中心のコンドル兵団の派遣より以上に――重大な関心を寄せざるを得なかったであろう。ウィラー・ベネットは、当時のドイツ再軍備の状態を次のように述べている。「ヒトラーが〔一九三五年三月一六日に〕宣言した三六個師団という規模の軍隊は、完成にはまだ遙かに遠いものがあった。まだ胎児の状態にあった数個師団と並んで二八個師団の編成が完了したのはやっと一九三六年一〇月になってのことであった。そしてその時においてさえ一二の軍団（army corps）の中の最後の二つはその司令部の人員を揃え終ったばかりの状態であった。……障害はまだ数知れぬほど存在していた。装備と補給は不足しており、大砲の備品とか歩兵の服や食料とかいうような最も基本的な資材が甚だしく欠乏していた。」[32]かかる状態にあった陸軍にとって、師団規模の地上軍の派遣が極めて大きな負担であったことは想像に難くない。陸軍連絡将校ホスバッハは、スペイン内戦をめぐるドイツ陸軍の姿勢を次のように述べている。「陸軍はもともと次のような場合にのみ、すなわち武器と器材が自らの在庫からスペインへ送られ、それによって陸軍の目的が損なわれる――当時の軍備拡張状態においては全く望ましくない――場合にのみ、止むを得ず〔スペイン政策に〕参画した。……陸軍はそ

の目的〔軍備拡張〕の達成のためにはあらゆる人員とあらゆる武器を必要とした。どのような人員であれどのような武器であれ、それを外国に供給することは、陸軍の現勢の弱体化を意味した。」[33]このホスバッハの記述には、自己弁護のための誇張が著しい。しかし、少なくとも、陸軍が、自らの優先順位（プライオリティ）――軍備拡張――との兼ね合いでスペイン政策を考えていたことは読みとれよう。

第二に、陸軍は、一個師団の派遣に対し、軍事訓練上の観点から反応していた。そして、この観点からしても、陸軍の大量投入は実りあるものではなかった。ホスバッハは回想録の中で、ファウペルの要求に関して次のように述べている。「スペイン内戦において、中部ヨーロッパにおける近代的戦争指導の経験を積む、という利点が考えられたが、その〔実際上の〕価値は疑わしかった。」[34]新設されたばかりで実戦上の訓練が不十分な空軍ならともかく、第一次大戦の経験をもち、またヴァイマール期の独ソ軍事協力[35]に基づく訓練を積んでいた陸軍にとって、わざわざスペイン――そこは実際中欧とは全く異なる山あり谷ありの地形である――へ出かけて行って経験を積む利点は大きくなかった。一二月一四日、陸軍のある代表者は、ドイツ駐在アメリカ武官に、「我々はすでにある程度スペイン内戦を新兵器のテストのために用いた」[36]と語り、これ以上のテストがさして魅力あるものではないことを示唆している。以上のような立場から、国防軍もまた、師団規模の軍隊の派遣に否定的な姿勢を示したのであった。国防相ブロンベルクはすでに一二月六日、カナリスをローマへ派遣し、国防軍のかかる態度を伝えていた。[37]

師団の派遣をめぐる外務省及び国防軍首脳のかかる消極的な立場に対し、航空省はむしろこの要求に対する積極的な姿勢を示していた。すでに見たように、フランコ政権の承認により、フランコ軍の命運は国際政治的にはドイツの威信に結びつけられていた。しかし、ナチス・ドイツの「政府内政治」の観点から見るならば、それは航空省及びゲーリングの威信と結びつけられていたのである。なぜなら、「集中砲撃作戦」の当初からこの政策の主要な推進勢力は航空省であったし、何よりもコンドル兵団の派遣によって、この段階においてすでにドイツにとってのスペイン戦争は、「ゲーリングの戦争」[38]とも呼びうる性格を帯びるに至っていたからである。かかる立場にある航空省及びゲーリングにとって、フランコの敗北を回避すべきことは至上命令となっていた筈である。ベルリン駐在イギリス大使はこの頃の航空省の様子を次のように報告している。「フランコ将軍への援助を強化する問題が現

在焦点となっている。……国防軍参謀本部はスペインにおける援助の拡大に反対している。一方、急進派（ホットヘッズ）は、もしフランコ将軍を見棄てるならばそれはドイツの威信にとって致命的であろうと主張している。急進派（ホットヘッズ）の代表としてはゲーリング将軍と航空省を挙げねばならない。一二月二一日、あるイギリス人が航空省の友人を訪ねたが、その際彼は航空省の雰囲気が好戦的であると感じた。このイギリス人は航空省で次のことを断言された。すなわち、ドイツ政府は共産主義者の勝利を許容しえない、また、フランコ将軍の勝利のために必要とあれば、コストがいかなるものであれ、ドイツの援助を拡大してそれを「スペインへ」投入する、と。[39]」ここからは明らかに当時の航空省内部の好戦的な態度が窺えよう。

しかしわれわれは、かかる航空省内部の雰囲気の政治的意味を余り過大に評価してはならないだろう。なぜなら、第一に、今回の争点は、前回のコンドル兵団の派遣とは異なり、大規模な地上軍を派遣するか否かという点にあった。従って、いかに空軍がその派遣に積極的であったにせよ、この点に関しては、彼らの主張の政治的・現実的重要性は――国防軍首脳の主張と比べれば――必ずしも大きくはなかった。第二に、「イタリアがより大きな責任とリスクを負うべきだ」という外務省流の考え方は、航空省――少なくとも、その首脳部――にも浸透していたからである。すなわち、一二月二日、ゲーリングの下に開催された航空省首脳の会議は、イタリア側からの要求に対し、次のように記していたのである。「独伊各々一個師団を派遣するようイタリアから提案がなされている。しかし、イタリアが、利害関係ある地中海国家（interessierte Mittelmeermacht）として、あらかじめ政治上の説明（Erklärung）を与えることが是非必要である。決定まで数日を待たなければならない。[40]」このメモの意味は必ずしも明確ではない。しかしここで航空省首脳が、独伊両国に対してスペイン内戦の有する政治的・地理的重要性の軽重を前提としていたことは疑いがない。かかる論理が、外務省流の考え方に対する対抗の根拠となりえない事は明らかであろう。以上のような理由で、師団派遣要求に際しての航空省――とりわけその下部――の態度は、いわば空回りした冒険主義とも言うべきものであり、まさしく「頭に血がのぼった連中（ホットヘッズ）」と呼ぶにふさわしかったのである。

独伊それぞれ一個師団を派遣するようにというファウペル及びイタリア政府の要求をめぐって、ベルリンの主な政策参画者の政治的利害はほぼ以上のように形成された。師団の派遣は一つの論

点だけを提起したのではなかった。スペイン政策にかかわる政策参画者たちは、独自の立場から、それぞれ異なる問題相（アスペクト）に反応した。一二月末に開かれた首脳会議は、この要求に対し、どのような決定を下すであろうか。次節ではこの会議の過程を辿ることとする。そして、その中で、ほかならぬヒトラーがスペインに賭けた思惑もまた浮かびあがることとなろう。

第三節　一二・二一決定

一九三六年一二月の下旬、ベルリンの内閣官房において、ヒトラーのもと、国防軍幹部らを中心とする会議が行なわれ、ナチス・ドイツのスペイン政策に関し、前節で述べた様々な立場を背景に、ある重要な決定が下された。この会議に関しては――「第三帝国」における他の多くの決定の場合と同様に――公式記録が存在せず、その経過に関しては未だに確定し難い部分が多い。以下では、かかる困難を前提とした上で、現在までの史料状況から明らかにしうる限りで、この会議における決定及びそれがドイツのスペイン政策において有した意味を分析することとしたい。(41)

すでに見たように、コンドル兵団の派遣及びそれに伴うスペイン駐留ドイツ軍の再編成ののち、国防軍現地責任者ヴァーリモントは、コンドル兵団の一スタッフとしてスペインに留まるよりも帰国することを決定していた（第二章第四節、前号三一八―三一九頁）。ヴァーリモントは、着任したばかりのファウペルにスペイン情勢を説明するためしばらく現地に滞在したのち、(42)一二月三日にスペインを離れ、(43)ローマを経由して一〇日頃ドイツに帰国した。(44)一二月二〇日、新しい任務のためトゥリーア（モーゼル河畔）に着任した時、彼は突然ベルリンへ赴くよう指令を受けた。鉄道でベルリンへ向かう途上、ケルンにおいて彼は新たな電報を受け、ただちに下車しケルン空港からヒトラー直属機で直接ベルリンへ出頭することとなった。ベルリンのテンペルホーフ空港では陸軍連絡将校ホスバッハが彼を迎えた。ホスバッハによれば、ヒトラーがファウペルの提案に関しヴァーリモントの意見を求めているという。ヴァーリモントはその後、陸軍参謀総長ベックと会談し、ファウペルの提案に反対することで意見の一致をみた。(45)

翌二一日午前、内閣官房において、ヒトラーのもと、ブロンベルク、フリッチュ、ホスバッハ、ヴァーリモントら国防軍首脳を中心とする会議が開催された。(46)

その席でヴァーリモントはファウペルの要求に関し見解を求められた。ヴァーリモントは、師団規模の地上軍を投入してもフランコの勝利が確保されるとは限らないという考えを示し、さらに、そのような援助に伴なう外交政策上のリスクを指摘した。また、ヴァーリモントによれば、そもそもフランコ及びスペインの世論がかかる援助を歓迎するかどうかは疑わしかった。最後に彼は、スペインの気候風土がドイツと全く異なること、「敵の戦闘行為が残酷である」ことを指摘し、それらの要因がドイツ軍の士気に悪影響を与えずにはおかないだろうという判断を示した。

国防相ブロンベルクはヴァーリモントの意見を支持し、さらに、ドイツ軍の大量派遣が軍備拡張に悪影響を及ぼすという論点を付け加えた。彼によれば、かかる規模の軍隊の派遣は「ドイツの再軍備プログラムの深刻な後退」を意味する。従って、そうなれば「国防軍の体系的拡大のための計画はもはや維持し得ない」事になるという。[47] このように、国防軍首脳部は、ファウペルの要求に対し、「断固とした異議申立て」[48]（ホスバッハ）を行なったのである。

ところで、周知のように、ヒトラーはいわゆる「四か年計画メモ」（一九三六年八月）の中で、「ドイツ軍は四か年のうちに戦争態勢を整えなければならない」とし、「その他のあらゆる要求はこの任務に従属しなければならない」としていた。[49] すなわち、師団の派遣に対する国防軍首脳の反対意見の根拠である「軍備拡張の優先」という立場はまたヒトラーの最高の優先順位（プライオリティ）でもあったのである。ヒトラーはかかる国防軍の主張を無視しえなかったであろう。しかしヒトラーは単に軍備拡張上の観点からのみ問題を考えたのではなかった。すなわち、ヴァーリモントによれば、出席者の意見を黙ってひと通り聞いたあと、最後におもむろに発言するに至ったヒトラーの国際政治上・戦略上の考量はおおよそ以下のごときものであったという。

「もしヨーロッパ諸列強の関心をさらにスペインに向けることができるならば、それはドイツのヨーロッパ政策に相当な利点を与えるであろう。従って、自らの再軍備を制限するというリスクを賭してまでスペイン内戦の早期終結に深く関与することは、ドイツの利益――それのみが考慮されるべきである――ではない。むしろ逆に、スペイン問題がしばらく継続する事によって、ヨーロッパの関心がドイツから逸れてスペインに集中するならば、それはドイツの外交政策にとって有利であろう。」[50]

このような議論の中から最終的に次の事が決定された。第一

に、軍事物資に関する援助を強化する。しかし第二に、ドイツ軍による援助の大規模な拡大は行なわない。(51)

この決定には、軍備拡張を優先するという自らの立場から師団の派遣に強力に反対した国防軍首脳の圧力が大きく作用していた。また、この日の会議に直接代表を出席させることができなかったとは言え、外務省が、国防軍への働きかけなどを通じて師団の派遣に反対する活動を積極的に展開していたという事情も、かかる決定を容易にした一つの背景として指摘することができよう。しかし一方、ファウペルの要求が——彼自身この決定に満足したか否かは別として——一〇〇%拒否された訳でもなかった。人的援助はともかく、物的援助の拡大は承認された。また、スペイン軍への訓練要員の拡大——ファウペルが師団の派遣と並んで要求していた——も決定された。そして、かかる一種の妥協の裏には、先に述べたようなヒトラーのスペインに対する政治的思惑が働いていたのである。まさに、諸政策参画者の政治的思惑が交叉したところで決定が下されたのであった。

しかし、この決定に関しわれわれが注目すべきは単にかかる妥協的性格のみではない。われわれがより重視すべきは、かかる決定の背後で、スペイン内戦をめぐり、第三帝国の各政策参画者間における一定程度の戦略上のコンセンサス——あるいは、具体的外交目的——が形成されるに至っていたという事実である。それは、以下の諸点に要約することができよう。(一)、ドイツの利益——とりわけ軍備拡張——の最優先、(二)、イタリアの負担とリスクによる地中海の緊張維持、(三)、そこから派生する英仏とイタリアの離間の戦略的利用、(四)、従って、フランコ軍の勝利の早期達成ではなくその敗北の回避。

さて、われわれは、このように考察を進める時、翌一九三七年一一月五日、ドイツの戦争計画に関し、ヒトラーが国防軍首脳の前で行なった演説を想起せざるをえない。すなわち、この会談の内容を記した、かの「ホスバッハ覚書」には次のように書かれている。「総統は、過去の経験に照らして、スペイン内戦が早期に終了するとは考えていないという。フランコの攻勢が現在まで必要としてきた時間の長さを考えれば、内戦があと三年続くという事態も十分に考えられる。一方、ドイツの立場から見てもまた、フランコの一〇〇%の勝利は望ましくない。むしろ我々は、内戦の継続と地中海における緊張の維持に利点を見出す。……」(52)

ホスバッハ覚書が記録したヒトラーの演説は、彼が自らの侵略意志と戦争計画を明示したものとして第二次世界大戦前史上極め

て重要な意味を持つものである。しかしそこで述べられたスペイン内戦に対する戦略的立場は、以上われわれが見たように、この演説に先立つこと約一年、すでに一九三六年一二月の段階で形成されることとなったのである。(53)

一九三六年末にスペイン政策をめぐり形成されたナチス・ドイツの戦略的立場は、実際、以後二年有余にわたるスペイン内戦の過程を通じて基本的に変わることがなかった。(54) コンドル兵団の規模は常にほぼ五〇〇〇人台のレベルに維持され、内戦の終了に至るまでいかなる大幅な拡大また縮小をも経験しなかった。(55) スペイン現地からは、地上軍の派遣やコンドル兵団の拡大・再編成を要求する報告がたびたびベルリンに届けられたが、それらは採用されるに至らなかった。(56) また同時に、スペインからの撤退を示唆する一部外務省の声も無視されたのである。(57)

さて一方、同じく一二月の下旬、イタリア地上軍の第一陣がスペイン南端の町カディスに派遣されていた。その兵員は一九三七年一月三〇日までに二万八七〇〇人を数えるに至った。(58) これに呼応する形で、ドイツにおいてもゲーリング・航空省を中心に援助活動が強化され、一九三七年一～三月には、軍事物資及び訓練要員の派遣という形で援助の顕著な拡大が見られた。(59) しかし、ドイツ地上軍の大部隊は、遂にスペインに派遣されることがなかった。こうして、一九三六年末から、ドイツは、スペイン内戦に関わるより大きな負担とリスクをイタリアに押しつけることとなったのである。

(1) *ADAP*, Nr. 125, S. 117.

(2) ファウペルの経歴に関しては、以下を参照。Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 68—69; Jacobsen, *Nationalsozialistische Außenpolitik*, S. 474; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 104.

(3) Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 350, Anm. 7.

(4) Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 68—69; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 103—104.

(5) Dumont (AA) an deutsche Botschaft Rom 7. 11. 1936, AA/335/630/252080.

(6) Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 45.

(7) Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 69; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 350, Anm. 5.

(8) Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 68—69; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 103—104.

(9) 外国組織部のみならず、ゲッベルスの宣伝省も、新しいスペイン駐在ドイツ大使館の一角に食い込むに至った。すなわち、宣伝及びファランヘ党組織との接触を任務とする「特別局ファウペル」が大使館内に設置されたが、それは外務省ではなく、宣伝省の管轄下に置かれたのである。こうして、スペイン駐在ドイツ大使館は大幅な強制的同質化を被ることとなった。Vgl., Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 70; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 114—115.

(10) *ADAP*, Nr. 128, S. 119—120.

(11) *ADAP*, Nr. 148, S. 137—140.

(12) *ADAP*, Nr. 144, S. 133—134. また、かかるファウペルの要求とは別に、すでに一一月二〇日の時点で、駐在武官フンクは、「相当数の戦車を配備した、少なくとも師団規模の戦闘力をもつ地上軍の派遣」を提案していた。Vgl., Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 105.

(13) *ADAP*, Nr. 130, S. 121. Auch vgl., *ADAP*, Nr. 129, S. 120.

(14) *ADAP*, Nr. 130, S. 121.

(15) この秘密議定書の主な内容は以下の通り。㈠スペインの独立と統一の維持、㈡西地中海における協力、㈢一当事国に向けられた軍事的ないし経済的行動あるいは国家間同盟への不参加、㈣国際連盟規約第一六条〔制裁条項〕の撤廃ないし改訂、㈤経済及び原料資源に関する協定の作製、㈥相互交流の拡大、最恵国待遇の保証。Vgl., *ADAP*, Nr. 137, S. 126—129.

(16) *ADAP*, Nr. 129, S. 120. Auch vgl., *ADAP*, Nr. 135, S. 125; *ADAP*, Nr. 156, S. 145; *ADAP*, Nr. 158, S. 148—149; Nürnberg Dokument 3474-PS, in: *TMWC*, Bd. 32, S. 334—336.

(17) *ADAP*, Nr. 145 (ohne Datum), S. 134—135.

(18) *ADAP*, Nr. 148, S. 137—140. 同一〇日朝、ファウペルは別の報告を起草し、ファランヘ党民兵の軍事教育を担当するため、スペイン語を話せるベテラン将校を派遣するよう要請している。Faupel (Salamanca) an AA 10. 12. 1936, AA/335/630/252163.

(19) *ADAP*, Nr. 148, S. 137—140.

(20) *ADAP*, Nr. 125, S. 117.

(21) *ADAP*, Nr. 148, S. 137—140.

(22) *ADAP*, Nr. 155, S. 145.

(23) 一二月中旬のファウペルの帰国と同じ頃、「スペインにおけるヒトラーの首席代表」と名のるシュトゥルンク (R. Strunk) という人物が、ほぼファウペルと同旨の要求を携え、ベルリンのヒトラーのもとへ赴いたようである。*FRUS*, S. 582—583, S. 611. ワインバーグによれば、シュトゥルンクは『フェルキッシャー・ベオーバハター』紙の特派員であり、エチオピア戦争の取材を終えたのち、スペインに渡った

という。Vgl., Weinberg, *The Foreign Policy of Hitler's Germany* I. S. 297, Anm. 138. いずれにせよ、スペインでは、自らをヒトラーの代理人と考える人物がしばしば見うけられる（たとえばベルンハルト。前号三一二頁、参照）。

(24) Allison, *Essence of Decision*, S. 193—200. 邦訳、二二二—二三二頁。

(25) Vgl., *ADAP*, S. 130, Anmerkung der Herausgeber; Nr. 141, S. 131—132; Nr. 146, S. 135—136; Nr. 147, S. 136—137; Nr. 152, S. 142—143; Nr. 165, S. 156—157; Nr. 166, S. 157—158; Nr. 167, S. 159—161; *Survey*, S. 255—266, S. 267—289; AA/170/168/132051—93 passim.

(26) *ADAP*, Nr. 145, S. 134—135.

(27) *ADAP*, Nr. 142, S. 132.

(28) *ADAP*, Nr. 157, S. 146—148. この報告は一二月一九日に外務省に到着した。

(29) ワインバーグによれば、ハッセルはノイラートに、この「政治報告」をヒトラーに渡すよう求めており、ノイラートの一二月二二日付ハッセル宛て書簡には、ヒトラーに渡された旨が記されているという。Weinberg, *The Foreign Policy of Hitler's Germany* I. S. 298, Anm. 148.

(30) *ADAP*, S. 146, Anm. 1.

(31) *ADAP*, Nr. 157, S. 146—148.

(32) John W. Wheeler-Bennett, *The Nemesis of Power*, 2. Aufl., New York 1964, S. 349. 邦訳『国防軍とヒトラー』I、三二一—三二二頁。

(33) Hoßbach, *Zwischen Wehrmacht und Hitler*, S. 36.

(34) Hoßbach, *Zwischen Wehrmacht und Hitler*, S. 37.

(35) ちなみに、ワイマール期にソ連領内で共同訓練を積んでいた独ソ両軍の将校達は、スペインにおいて初めて敵味方に分かれ、相対峙することとなった。Vgl., Thomas, *Spanish Civil War*, S. 470. リデル・ハート著、岡本鍾輔訳、『ヒトラーと国防軍』原書房一九七六年、九〇頁。

(36) *FRUS*, S. 612.

(37) *ADAP*, Nr. 136, S. 126; Nr. 139, S. 130; Nr. 151, S. 142; Nr. 156, S. 145; Dieckhoff (AA) an deutsche Botschaft Rom 2. 12. 1936, AA/2207/4446/E-086417.

(38) Schieder, „Spanischer Bürgerkrieg und Vierjahresplan", S. 340.

(39) *Documents on British Foreign Policy* 1919—1939, Second Series, Vol. XVII 1936—1937, Nr. 501, S. 720.

(40) Nürnberg Dokument 3474—PS, in: *TMWC*, Bd. 32, S. 344—346.

(41) この会議に関し比較的詳細な情報を提供する史料としては、現在のところ、第二次大戦後戦犯として拘禁の身となったヴァーリモントの供述書しか見当たらない。The State-

ment of Walter Warlimont to Harold C. Deutsch, DeWitt C. Poole Mission Interrogation, 9. 17. 1945, in: National Archives USA, Record Group No. 59, M679, Roll 3. この会議についての間接的な情報を含む史料及び回想録としては、以下のものを挙げうる。*ADAP*, Nr. 156, S. 145; Nr. 187, S. 175—176; *Documents on British Foreign Policy* 1919—1939, Second Series, Vol. XVII 1936—1937, Nr. 489, S. 704; Nr. 501, S. 720; *Ambassador Dodd's Diary* (hrsg. von William E. Dodd Jr. und Martha Dodd), London 1944, S. 379—380; Weizsäcker, *Erinnerungen*, S. 129—130; Hoßbach, *Zwischen Wehrmacht und Hitler*, S. 136—137; Walter Warlimont, *Im Hauptquartier der deutschen Wehrmacht* 1939—1945, Frankfurt/M 1962, S. 25. ヴァーリモントの供述書に依拠してこの会議に関し比較的詳しく述べている研究には、Albert Cary Horton, *Germany and the Spanish Civil War*, Ph. D. Dissertation, Columbia University 1966 (S. 106—110) と Weinberg, *The Foreign Policy of Hitler's Germany* I. (S. 297—298) がある。また、アーベントロートは、一九七一年になされたヴァーリモントからアーベントロートへの証言に基づいて、わずかだがこの会議に触れている。Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 107.

(42) Reichskriegsminister an AA 3. 12. 1936, AA/36/47/31763.

(43) Faupel (Salamanca) an AA 6. 12. 1936, AA/36/47/31764.

(44) The Statement of Walter Warlimont to Harold C. Deutsch.

(45) The Statement of Walter Warlimont to Harold C. Deutsch.

(46) ヴァーリモントは、一九四五年の供述書で、出席者として次の名を挙げている。ヒトラー、ゲーリング、ブロンベルク、フリッチュ（陸軍最高司令長官）、ファウベル、ホスバッハ、ヴァーリモント。しかし一九七一年、ヴァーリモントは、出席者として次の名を挙げている。ヒトラー、ブロンベルク、フリッチュ、レーダー、ミルヒ、ホスバッハ、ヴァーリモント。Vgl., Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 107. 現時点では、従って、出席者全員の名前を確定することができない。ただし、ファウベルに関しては、この時すでにスペインに戻っていた（従って、会議に参加していなかった）可能性がある。Vgl., *ADAP*, Nr. 187, S. 175—176; *Documents on British Foreign Policy* 1919—1939, Second Series Vol. XVII, 1936—1937, Nr. 489, S. 704. 一二月二一日という日付は、ヴァーリモントの証言の他にポツダム中央文書館（東ドイツ）の史料（Neurath an deutsche Botschaft Rom 22. 12. 1936.）にも依拠している

ワインバーグとハイネマンの研究に従った。Weinberg, *The Foreign Policy of Hitler's Germany* I. S. 297—298, bes. Anm. 144; John L. Heineman, *Hitler's First Foreign Minister. Constantin Freiherr von Neurath, Diplomat and Statesman*, University of California Press 1979, S. 150 u. S. 298, Anm. 5.

(47) 以上ヴァーリモントとブロンベルクの見解に関しては、The Statement of Walter Warlimont to Harold C. Deutsch.

(48) Hoßbach, *Zwischen Wehrmacht und Hitler*, S. 37.

(49) *ADAP*, Serie C, Bd. 5-2, Nr. 490, S. 793—801.

(50) The Statement of Walter Warlimont to Harold C. Deutsch. かかるヒトラーの見解が、前出のハッセルの「政治報告」の論理と極めて類似している事は注目に値する。すでに見たように、このハッセルの「政治報告」は一九日に外務省に到着し、遅くとも二二日までにはヒトラーの手に渡っている。本章注（28）、（29）、参照。

(51) The Statement of Walter Warlimont to Harold C. Deutsch.

(52) *ADAP*, Serie D, Bd. 1, Nr. 19. ホスバッハ覚書は、ほぼ全訳が、三宅正樹、『ヒトラー。ナチス・ドイツと第二次大戦』清水書院　一九七四年、の冒頭に掲載されている。また、ホスバッハ覚書をめぐる問題状況については、斉藤孝「ホスバッハ覚書について」、同『第二次世界大戦前史研究』、二三二—二四一頁、参照。

(53) このように、スペイン内戦をめぐるナチス・ドイツの戦略的立場の形成に外務省の考え方が一定程度のいわば「枠組」を与えたことは否定できないだろう。少くとも、ホスバッハ覚書のスペイン条項には、ハッセルの「政治報告」で展開された考え方の影響が明らかに認められる。このことは、ヒトラーの「プログラム」とドイツ外務省の政策の反発と親和の関係の問題、より広くは、かの「ドイツ外交政策における連続と非連続」の問題を考える際の一つの例題を提示していると思われる。しかし、ここでは、これ以上触れない。

(54) Vgl., Weinberg, *The Foreign Policy of Hitler's Germany* I. S. 298—299.

(55) Beumelburg, *Kampf um Spanien*, S. 175. Vgl., Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 174; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 64.

(56) Vgl., *ADAP*, Nr. 501, S. 469—470; Nr. 503, S. 474; Nr. 695, S. 670; Nr. 697, S. 671.

(57) Vgl., *ADAP*, Nr. 203, S. 191.

(58) Robert H. Whealey, „Foreign Intervention in the Spanish Civil War", in: Raymond Carr, hrsg., *The Republic and the Civil War in Spain*, London 1971, S. 222. なお、こうして派遣されたイタリア軍は一九三七年三月、グアダラ

ハラ（マドリード近郊の町）で激戦の末敗北し、ムソリーニは手痛い屈辱を味わうことになる。Vgl., Coverdale, *Italian Intervention in the Spanish Civil War*, Princeton 1975, S. 212—260.

(59) Vgl., Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 91; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 108.

結びにかえて

われわれは、一九三六年七月から一二月までの約半年間に展開されたナチス・ドイツのスペイン政策を、やや細部にまで立入りながら分析してきた。この叙述全体を通じて、本稿は、「ヒトラー中心主義」的ナチズム外交像、とりわけヒトラーの「プログラム」をナチズム外交の「決定的推進力」であると位置づける「プログラム学派」のナチズム外交像を批判し、それに対置するかたちで、第三帝国の「多頭制」的権力構造に規定され、従って必ずしもヒトラーの「プログラム」に一元化されないナチズム外交の複雑な決定過程及び執行過程について、ささやかな——しかし、ドイツのスペイン政策は、「ナチズム外交の辺境地帯（Randzone nationalsozialistischer Außenpolitik）」に過ぎない[1]——一例を提示しようと試みた[2]。その所論の当否は措き、ここでは、結びにかえて、一九三七年以降における各政策参画者の行方を簡単に辿っておくこととしたい。というのも、そこに示される彼らの消長すべてがスペイン政策をめぐるそれぞれの役割と直接的な因果関係をもつ訳ではないとはいえ、そこには、スペイン政策をめぐる第三帝国内の政治的力関係のあり方及びその帰結が象徴的に示されていると考えられるからに他ならない。

ヒトラーが一九三八年初頭に、伝統的支配層の拠点国防軍首脳の政治的粛清を行なったことは、余りにも有名である。この年の一月二四日、まず国防相ブロンベルクが、次いで二月四日に陸軍最高司令官フリッチュが、ゲーリングや親衛隊（SS）の陰謀によりスキャンダラスな形で失脚させられた。その際ヒトラーが自ら国防相を兼任し、ゲーリングが新たに元帥に昇進した。同じ時期に、ホスバッハもヒトラー付陸軍連絡将校の職を解かれていた。

二月四日には、外務省の再編成も行なわれ、外相ノイラートが更迭されてヒトラーに従順なナチ党員リッベントロップが後を継いだ。同時に、イタリア駐在ドイツ大使ハッセルの解任も発表された。

そして、こうした一連の粛清の約二か月前には、すでに経済相

シャハトが、ヒトラー・ゲーリングらに対する経済路線上の敗北からその職を辞していた。こうして、スペイン内戦介入政策の決定から約一年半後、一九三七年末から三八年初頭にかけ、伝統的支配層は、第三帝国内において次々に後退してゆくこととなった。

しかし一方、ファウペルの大使としての活動も、そのあまりの「突出」のゆえに、むしろ短命に終った。彼はコンドル兵団指揮官シュペルレと個人的に対立し、またスペインの内政、とりわけファランヘ党の党内抗争に深く介入することによって、スペイン人――とりわけフランコ――から反発を受けた。[3] 一九三七年半ば――すなわち伝統的支配層が国防軍と外務省から粛清される約半年前――、すでに彼は任期の満了を経ずしてドイツへ召喚されることになる。[4] 彼の後任としてスペインに派遣されたのは、ファウペルにその座を奪われていた職業外交官シュトーラーであった。[5] また、ファウペルと激しく対立したシュペルレも、一九三七年一〇月に解任されることになる。[6]

しかし、スペイン政策に関与しつつその地位向上に成功したその他のナチ党員及びナチ党諸機関は、その後も権限を拡大してゆく。

ナチ党外国組織部指導者ボーレは、一九三七年一月三〇日に「外務省外国組織部長」に任命され、宿願の外務省入りを実現した。同年秋、彼はさらに外務次官格に昇進することになる。[7]

ベルンハルトが管理する HISMA-ROWAK は、四か年計画担当相ゲーリングに従属しつつ、第二次世界大戦中まで存続した。[8] とくに ROWAK は、スペインのみならず、一九三六―三七年にはノルウェー、ブルガリア、チリ、ペルーとの、また三八年には中国北部、イラン、アフガニスタン、ポルトガルとの、交易の任務をゲーリングから割り当てられた。[9]

武器商人フェルティエンスは、その仕事の性質上表面に現われることが少なかったが、一九三七年以後のスペイン政策においても重要な役割を果たすこととなる。また彼は、第二次世界大戦中においてもゲーリングの下で活動し、一九四〇年八月にはフィンランドとの武器取引に携わり、さらに西ヨーロッパ占領地域、とりわけフランスのブラック・マーケットで物資の調達にあたった。[10]

こうして、ナチズムによる国防軍、外務省、経済省に対する強制的同質化（Gleichschaltung）にほぼ対応する形で、スペイン政策に関与した諸個人、諸機関もそれぞれの命運を分化させてゆく

こととなったのである。

さて、ここでわれわれは再び国際政治に眼を向けて本稿を終えることとしよう。スペイン現地では、一九三七年以後も、二年数か月にわたって死闘が繰り返されることになる。しかし、少なくともドイツのスペインに対する軍事・外交政策の展開のみを考えるならば、――もちろん戦術的な考量や現地での偶発事件、あるいは激しいイデオロギー上の対立から派生する著しい政策的振幅があるとは言え――基本的には、一九三六年末に諸政策参画者間のコンセンサスという形で形成され、一九三七年一一月五日にヒトラーが明示的に表明した戦略的立場が維持されたのである。(11) 世界の関心がスペインに注がれている間にドイツは着々と軍備拡張を続けていた。スペイン内戦の政治的緊張から派生する英仏とイタリアの離間はイタリアの対独接近をいよいよ促し、一九三七年一一月六日のイタリアの日独防共協定参加となって表われた。一九三七年一一月五日のヒトラーの予想、すなわち内戦はあと三年続く可能性があるという予想は確かに外れた。しかし、ナチス・ドイツがスペイン内戦に対して維持した政治的・戦略的思惑は実現したと言うべきであろう。一九三九年四月に、フランコの勝利をもってスペイン内戦は終了した。その後半年を待たず、ヒトラーとドイツは新しい世界戦争へと突入していったのである。

(1) Schieder, „Spanischer Bürgerkrieg und Vierjahresplan", S. 330.

(2) 筆者は、「プログラム学派」のパラダイムでは、ドイツのスペイン政策を分析することは困難ではないかと考えている。たとえばヒルデブラントは、ナチズム外交を概観し、かつ理論的説明を与えた研究の中で、スペイン内戦にわずか一頁(本文は一四五頁)の紙幅しか割いておらず、その内容も従来の学説の並列という域を出ていない。Hildebrand, *Deutsche Außenpolitik 1933—1945*, S. 50.

(3) Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 96—97; Abendroth, *Hitler in der spanischen Arena*, S. 115—118; *ADAP*, Nr. 187, S. 175—176; Nr. 248, S. 236—237; Nr. 286, S. 264—265; Nr. 296, S. 270.

(4) Jacobsen, *Nationalsozialistische Außenpolitik*, S. 27.

(5) *ADAP*, S. 368, Anm. 1.

(6) Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 104.

(7) Jacobsen, *Nationalsozialistische Außenpolitik*, S. 27, S. 132—138.

(8) Merkes, *Die deutsche Politik*, S. 45, Anm. 113.

(9) Weinberg, *The Foreign Policy of Hitler's Germany*

I, S. 290, Anm. 114.

(10) Weinberg, *The Foreign Policy of Hitler's Germany* I, S. 286—287, Anm. 101. Vgl., *TMWC*, Bd. 5, S. 525—531. Bd. 9, S. 331—332.

(11) しかし、言うまでもないことだが、かかる観点は「ゲルニカ」に象徴されるドイツ軍の戦闘行為のあり方を軽視するものではない。

（完）

訂正

前号に以下の誤りがありましたので訂正させていただきます。

二九五頁下段一行目
二九八頁上段九行目　コウペッテ　→　クペット

Vol. 32 No. 2 (1981)

Deutsche Außenpolitik und der Spanische Bürgerkrieg 1936 (2)

Nobuo TAJIMA*

Ⅰ. Einleitung
Ⅱ. Entscheidugsprozeß zugunsten der Rebellen in Spanien
Ⅲ. Entwicklung der Militärleistung (in dem letzten Heft)
Ⅳ. Diplomatie um den spanischen Bürgerkrieg
1. Stellungnahme zu der Nichteinmischungspolitik
2. Anerkennung der Regierung Francos
Ⅴ. Feststellung der außenpolitischen Strategie
1. „AO-Botschafter" Faupel
2. „The politics of issues"
3. Entscheidung am Ende Dezember
Ⅵ. Schluß (in diesem Heft)

* * *

Im Ⅳ. Kapitel analysiert der Verfasser die Rolle der deutschen Diplomatie um den spanischen Bürgerkrieg. Über die sogenannte Nichteinmischungspolitik gab es keine politische Auseinandersetzung unter den „players" in der Reichsregierung, weil diese Politik auf die Initiative Frankreichs und Englands züruckging und sich deutsche „players" eigentlich nicht für diese Politik interessierten. Die Verhandlungen über die Nichteinmischungspolitik wurden daher den „juniorplayers" im Auswärtigen Amt (AA) überlassen.

Was die Anerkennung der Regierung Francos betrifft, hatte das AA an einer Vorbedingung festgehalten: Die Einnahme Madrids durch die Rebellen. Das AA stimmte daher für die Entsendung der Legion Condor, damit diese Vorbedingung erfüllt werden konnte. Als die Legion Condor aber zu Schiffe in Spanien ankam, erklärte die spanische Republik ihre Hoheitsgewässer zum Kriegsgebiet und zeigte sich

* Doktorand an der juristischen Fakultät der Universität Hokkaido

entschlossen, an diesem Beschluß festzuhalten. Die frühzeitige Anerkennung der Regierung Francos war das einzige, was das AA tun konnte, um die Legion Condor diplomatisch zu verteidigen. Gerade die Entsendung der Legion Condor zwang das AA, die Vorbedingung für die Anerkennung (Die Einnahme Madrids durch die Rebellen) aufzugeben.

Im V. Kapitel analysiert der Verfasser, wie die strategische Übereinstimmung unter den „players" in Deutschland zustande kam. Das Mißlingen der Operation um Madrid erforderte die Vereinheitlichung der Interventionsstrategie seitens der Reichsregierung. Neben der italienischen Regierung schlug der neue deutsche Botschafter bei Franco, W. Faupel, vor, daß Deutschland und Italien je eine Division der *Erdtruppen* nach Spanien schicken sollten. Das AA erhob aber Einwände gegen diesen Vorschlag, weil eine solche Operation erstens die außenpolitische Stellung Deutschlands verschlechtern würde, zweitens weil das AA wegen des italienisch-spanischen Abkommens von 28. 11. 1936 der Meinung war, Italien müsse einen größeren Einsatz als Deutschland leisten und weil es drittens diplomatisch-strategisch gesehen im Interesse Deutschlands lag, Italien bei der spanischen Politik die Vorhand zu lassen.

Auch das Heer stand dem Vorschlag ablehnend gegenüber, weil die Entsendung der großen Erdtruppen eine ernsthafte Schwächung der eigenen Kraft bedeutet und auch unter dem Gesichtspunkt der praktisch-militärischen Erfahrungen nur wenig Vorteil gehabt hätte.

Die Stimmung der „junior-players" im Luftfahrtministerium war dagegen kriegslustiger. Aber was die Erdtruppen betrifft, war die politische Stimme des Luftfahrtministeriums nicht so bedeutend wie die des Heers und so stimmte wenigstens die Führung des Luftfahrtministeriums dem AA bei, Italien die Vorhand zu lassen.

Ende Dezember 1936 fand eine Besprechung der militärischen Führung unter Hitler statt, in der beschlossen wurde, die materielle Hilfsleistung etwas zu erhöhen, aber nicht die deutschen Streitkräfte in Spanien zu verstärken. Hinter dieser Entscheidung stand die strategische Übereinstimmung in den folgenden Punkten: 1. Vorrang

eigenen Interesses, besonders der Aufrüstung 2. Erhaltung der Spannung im Mittelmeer auf Kosten und Risiko Italiens 3. Strategische Ausbeutung der sich daraus ergebenden Entfremdung zwischen England, Frankreich und Italien 4. Daher keinen schnellen Sieg, sondern nur die Verhinderung der Niederlage Francos. Dies hat Hitler ein Jahr später, am 5. 11. 1937, in einer Besprechung, die in der „Hoßbach-Niederschrift" festgehalten wurde, deutlich erklärt. Die außenpolitische Strategie Deutschlands im spanischen Bürgerkrieg war somit schon Ende Dezember 1936 in Übereinstimmung mit den „players" festgelegt.